

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

香川県知事 浜田惠造

香川県条例第26号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(法人の課税標準の区分経理の義務) 第41条 略 2 電気供給業、ガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。次条第1項及び第3項において同じ。）、保険業及び貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。	(法人の課税標準の区分経理の義務) 第41条 略 2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。
(不動産取得税の課税標準の特例の規定の適用があるべき旨の申告等) 第49条 略 2 略 (1) 略 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 住宅が施行令第37条の18第3項各号に掲げる要件のいずれかに該当する住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類	(不動産取得税の課税標準の特例の規定の適用があるべき旨の申告等) 第49条 略 2 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定により提出すべき申告書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。 (1) 略 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 住宅が施行令第37条の18第3項各号の規定に該当する住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類
3・4 略 (住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の規定の適用があるべき旨の申告等) 第49条の3 法第73条の24第5項に規定する同条第1項から第3項までの規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書をその土地の取得の日から60日以内に（同期間に内にその申告書を提出できなかつたことについてやむを得ない事情があったと知事が認める場合には、当該やむを得ない事情がやんだ後速やかに）知事に提出してしなければならない。	3・4 略 (住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の規定の適用があるべき旨の申告等) 第49条の3 法第73条の24第4項に規定する同条第1項又は第2項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書をその土地の取得の日から60日以内に（同期間に内にその申告書を提出できなかつたことについてやむを得ない事情があったと知事が認める場合には、当該やむを得ない事情がやんだ後速やかに）知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 耐震基準不適合既存住宅を取得する場合又は取得していた場合には、その住宅に行う耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除外及び敷地の整備を除く。以下同じ。）の完了年月日又は完了予定年月日

(6) 略

2 法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあっては前項の規定により提出すべき申告書にその取得した土地に係る住宅が特例適用住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類を、同条第2項の規定の適用を受けようとする者にあっては当該申告書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類（取得した土地に係る住宅について、第49条第1項の規定により提出された申告書に同条第2項の規定により既に添付された書類を除く。）を、法第73条の24第3項の規定の適用を受けようとする者にあっては前項の規定により提出すべき申告書に当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）第7条の7に定めるところにより証明を受けること又は受けたこと及び当該住宅をその者の居住の用に供すること又は供したことを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類（当該耐震基準不適合既存住宅について、第52条の2及び第52条の3第1項の規定により提出された申請書及び申告書にこれらの規定により既に添付された書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 取得した土地に係る住宅が施行令第37条の18第3項各号に掲げる要件のいずれかに該当する住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類

3 法第73条の24第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする者は、第47条第1項の規定によりその土地の取得の事実を申告する際、同項に規定する申告書に第1項第4号から第6号までに掲げる事項を付記し、その申告書を提出することにより、第1項に規定する申告に代えることができる。この場合には、当該申告書に前項の規定により添付すべき書類を添付

(1)～(4) 略

(5) 略

2 法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあっては前項の規定により提出すべき申告書にその取得した土地に係る住宅が特例適用住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類を、同条第2項の規定の適用を受けようとする者にあっては当該申告書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類（取得した土地に係る住宅について、第49条第1項の規定により提出された申告書に同条第2項の規定により既に添付された書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) 取得した土地に係る住宅について、租税特別措置法施行令第42条第1項の規定による証明書の交付を受けている場合 当該証明書の写しその他知事が必要と認める書類

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 取得した土地に係る住宅が施行令第37条の18第3項各号の規定に該当する住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類

3 法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、第47条第1項の規定によりその土地の取得の事実を申告する際、同項に規定する申告書に第1項第4号及び第5号に掲げる事項を付記し、その申告書を提出することにより、第1項に規定する申告に代えることができる。この場合においては、当該申告書に前項の規定により添付すべき書類を添付

しなければならない。

4 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告)

第50条 法第73条の25第1項に規定する法第73条の24第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあってはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されることを、同条第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあってはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得することを、同条第3項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあってはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得（法第73条の27の2第1項の規定に該当するものに限る。第52条第1項において同じ。）をすることを、法第73条の24第3項第2号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあってはその土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していたこと及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が同日後に法第73条の27の2第1項の規定に該当することとなることを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、第47条第1項の規定によりその土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特例適用住宅を新築する場合には、その住宅の構造及び床面積並びにその住宅の着工及び完成予定年月日

(5) 自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得する場合には、その住宅の構造、床面積及び取得予定年月日

(6) 耐震基準不適合既存住宅を取得する場合又は取得していた場合には、その住宅の構造、床面積及び取得年月日又は取得予定年月日並びにその住宅に行う耐震改修の完了予定年月日

(7) 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第51条 知事は、法第73条の25第1項の規定により徴収猶予をした場合にお

しなければならない。

4 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告)

第50条 法第73条の25第1項に規定する法第73条の24第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあってはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されることを、同条第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあってはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得することを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、第47条第1項の規定によりその土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特例適用住宅を新築する場合においては、その住宅の構造及び床面積並びにその住宅の着工及び完成予定年月日

(5) 自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得する場合においては、その住宅の構造、床面積及び取得予定年月日

(6) 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第51条 知事は、法第73条の25第1項の規定によって徴収猶予をした場合に

いて、法第73条の24第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付の申請等)
第52条 法第73条の27第1項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、法第73条の24第1項第1号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されたことを、同条第2項第1号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得したことを、同条第3項第1号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得をしたことを、同項第2号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得をしていったことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特例適用住宅を新築した場合には、その住宅の家屋番号、構造、床面積及び完成年月日

(5) 自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得した場合は、その住宅の家屋番号、構造、床面積及び取得年月日

(6) 耐震基準不適合既存住宅を取得した場合には、その住宅の家屋番号、構造、床面積及び取得年月日並びにその住宅に行う耐震改修の完了年月日

(7)・(8) 略

2 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の申請)

第52条の2 法第73条の27の2第1項の規定による不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第7

おいて、法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付の申請等)
第52条 法第73条の27第1項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、法第73条の24第1項第1号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されたことを、同条第2項第1号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特例適用住宅を新築した場合においては、その住宅の家屋番号、構造、床面積及び完成年月日

(5) 自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得した場合においては、その住宅の家屋番号、構造、床面積及び取得年月日

(6)・(7) 略

2 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の申請)

第52条の2 法第73条の27の2第1項の規定による不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修 (建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号))

条の7に定めるところにより証明を受けたこと、及び当該住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)

第52条の20 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金又は施行規則附則第3条の2の20に規定する助成金（次条及び第52条の22において「助成金」と総称する。）の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)

第52条の23 法附則第11条の4第4項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事（以下この条から第52条の28までにおいて「改修工事」という。）を行った後、当該改修工事を行った施行令附則第9条の3第2項に規定する住宅性能向上改修住宅（以下この条から第52条の25までにおいて「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得

第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。以下「耐震改修」という。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第7条の7に定めるところにより証明を受けたこと、及び当該住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)

第52条の20 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金又は施行規則附則第3条の2の19に規定する助成金（次条及び第52条の22において「助成金」と総称する。）の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)

第52条の23 法附則第11条の4第4項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事（以下この条から第52条の25までにおいて「改修工事」という。）を行った後、当該改修工事を行った施行令附則第9条の3第2項に規定する住宅性能向上改修住宅（以下この条から第52条の25までにおいて「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得

税の還付の申請等)

第52条の25 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産
取得税の減額の申請)

第52条の26 法附則第11条の4第6項の規定により不動産取得税の減額を受
けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対
象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工
事を行った後、同項に規定する特定住宅性能向上改修住宅（以下この条か
ら第52条の28までにおいて「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷
地の用に供する土地を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該特定住
宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書
類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 改修工事対象住宅用地を取得した者の住所及び氏名又は名称
- (2) 改修工事対象住宅用地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 改修工事対象住宅用地を取得した年月日及びその取得の原因
- (4) 第52条の23第2号から第4号までに掲げる事項
- (5) 特定住宅性能向上改修住宅を譲渡した年月日
- (6) 特定住宅性能向上改修住宅を取得した者の住所及び氏名
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産
取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の27 法附則第11条の4第7項に規定する同条第6項の規定の適用が
あるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事
対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工
事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個
人に對し譲渡すること及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をそ
の者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第
1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事
に提出してしなければならない。

- (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
- (2) 改修工事対象住宅用地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 改修工事対象住宅用地の取得年月日
- (4) 第52条の24第1項第2号から第4号までに掲げる事項

税の還付の申請等)

第52条の25 略

- (5) 特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡予定年月日
(6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
2 第51条の規定は、法附則第11条の4第7項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の28 法附則第11条の4第7項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
(2) 改修工事対象住宅用地の所在、地番、地目及び地積
(3) 改修工事対象住宅用地を取得した年月日及びその取得の原因
(4) 第52条の25第1項第2号から第4号までに掲げる事項
(5) 特定住宅性能向上改修住宅を譲渡した年月日
(6) 特定住宅性能向上改修住宅を取得した者の住所及び氏名
(7) 還付を受けるべき金額
(8) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
2 第48条の2第2項の規定は、法附則第11条の4第7項の規定による還付をする場合について準用する。

(不動産取得税の減免)

第53条 略

附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

31 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(不動産取得税の減免)

第53条 略

附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

31 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第41条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。